

推 薦 状

年 月 日

公益財団法人前田育徳会 御中

下記の者が、貴会収蔵品の閲覧利用を希望しています。

推薦者は、下記の者に貴会が提示したすべての利用条件及び注意事項を遵守するように指導しますので、閲覧許可のことよろしくお願い申し上げます。

※太線枠内の必要事項へ記入・捺印をお願いします。

閲覧者氏名

閲覧者所属・所属内身分

閲覧者の研究内容（具体的な研究目的など）

所見（例…古典籍・美術品の取り扱い経験の有無、閲覧調査実績など）

推薦者氏名

(印)

所属・所属内身分

〒・住所

電話番号(緊急連絡先)

閲覧者との関係(共同研究者、指導教官など)

閲覧の利用条件及び注意事項について

(利用許諾の基準)

1. 収蔵品の利用は、次のすべての条件を満たす場合にのみ、許可します。
 - (1) 利用者が、本会の定める手続を踏み、利用条件を遵守すること。
 - (2) 利用者が、本会が定める定款等を遵守しない等の問題がないこと。
 - (3) 収蔵品が、利用に堪える状態にあること。
 - (4) 収蔵品が、個人のプライバシーや人権を著しく侵害するおそれがないこと。
 - (5) 収蔵品の利用が、本会の業務に支障をきたさないこと。
2. 利用者が本会の定款等に違反した場合、本会は収蔵品の利用を許可しません。

(利用条件)

1. 本会は、次の条件により、収蔵品の閲覧を許可します。
 - (1) 閲覧を希望する収蔵品が、閲覧に供することが可能であること。
 - (2) 希望者が、研究目的の明瞭な研究者であること。
 - (3) 希望者が、古典籍及び美術品の取り扱いができる者であること。
 - (4) 希望者が、本会が定める定款等を遵守しない等の問題がないこと。
2. 希望者が研究目的の明瞭な研究者、及び古典籍及び美術品の取り扱いができる者であることを確認するため、研究論文の提示、推薦状の提出等を求めることがあります。
3. 本規則に違反した場合、本会は今後の申し込みに対して閲覧利用を許可しません。
4. 収蔵品が閲覧に堪えられない場合は、保存のため、複製での閲覧を優先します。
5. 古典籍及び美術品の取り扱いができないと判断した場合は、複製での閲覧を優先します。
6. 複製とは、収蔵品を撮影したフィルム・画像データ、紙焼写真及び複製品です。

(注意事項)

閲覧の際は、以下のことに注意して下さい。

1. 本会から事前に説明のあった指示や注意事項に従う。
2. 収蔵品及び複製の取扱いに注意する。
3. 閲覧者が古典籍及び美術品の取り扱いができないと本会が判断した場合は、複製での閲覧とし、複製がない場合は閲覧を中止する。
4. 閲覧日に、申込者本人であることを確認するため、本人確認証（職員証、学生証、名刺、運転免許証等）を持参する。
5. 閲覧室に持ち込むことができるものは、原則として、鉛筆（シャープペンシルは使用不可）、閲覧に必要な書類、参考書籍及びノートのみとする。
上記以外の道具や機器の使用を希望する場合は、事前に相談し、許可を得る。
6. カメラ、パーソナルコンピュータ、携帯電話等の電子機器は閲覧者用ロッカーに入れる。
7. 閲覧時間は、午前（10:00～12:30）・午後（13:00～15:30）・終日（10:00～15:30）から選択する。
8. 12時30分から13時までは閲覧を中断し、新たな出納や写真複写の受け付けはおこなわない。
9. 写真複写の当日申し込みを希望する場合は、閲覧終了の30分前までにその旨を申し出る。
10. 緊急事態が発生した場合は、予告なく閲覧を停止する。
11. 収蔵品を汚損、毀損した場合は、本会で指定する相応の損害を賠償する。
12. 閲覧承諾書の内容に変更が生じる場合（閲覧中止、閲覧日時変更、同行通訳者変更など）は、すみやかに本会へ連絡する。

以上